

# 第1章

## 計画の目的と位置づけ



# 第1章 計画の目的と位置づけ

## 1. 住宅マスタープラン策定の目的

### (1) 策定の背景

練馬区住宅マスタープランは、区の住まいづくりにかかわる施策展開の基本的な方針となる計画です。平成5年度に第1次となる「練馬区住宅マスタープラン(平成5～12年度)」を、平成13年度には、「第2次練馬区住宅マスタープラン(平成13～22年度)」を策定し、区の現状や区民の意向、社会・経済情勢の変化を見据えつつ、住まいづくりの施策展開を図ってきました。

この間、国においては、「住宅建設計画法」を廃止する一方で、平成18年に「住生活基本法」を制定しました。また、東京都においても、「東京都住宅基本条例」を全面改訂するとともに、平成19年に「東京都住宅マスタープラン」を改定するなど、これまでの「住宅の量の確保」から生活環境を含めた「住まいの質の向上」に向け、大きく政策転換が図られています。

これまで、練馬区は、みどり豊かな住宅地として、目覚ましい発展を遂げてきました。平成20年には、人口が70万人を突破し、全国でも屈指の規模の自治体となってきました。しかし、一方で、安全・安心への関心の高まり、低炭素社会、循環型社会の形成、少子高齢化の急速な進行など、区民の住まいをめぐる様々な課題が顕在化してきています。

区では、こうした時代の推移とともに生じた課題や今後の区のめざす姿を見据えた中で、平成21年12月、約30年ぶりに区政運営の基本的指針となる新たな基本構想を策定し、それを受けて長期計画の見直しも行いました。

### (2) 策定の目的

第3次練馬区住宅マスタープラン(以下、「本計画」といいます。)は、こうした背景のもと、今後10年間を見据え、区の住宅施策の指針として策定するものです。策定に向けては、平成21年7月に、有識者や公募区民等からなる「策定懇談会」を設置し、様々な意見をいただくとともに、住宅施策に関する「区民意識意向調査」も行ったところです。

本計画では、「基本構想」や「長期計画」、関連する計画との整合性を図るとともに、策定懇談会の意見、区民意識などを反映しながら、区民の安定した住まいの確保という視点を持ち、練馬区としての総合的な住宅施策、重要事業、計画の実効性を確保するための方策等について、明らかにしています。

## 2. 計画の位置づけ

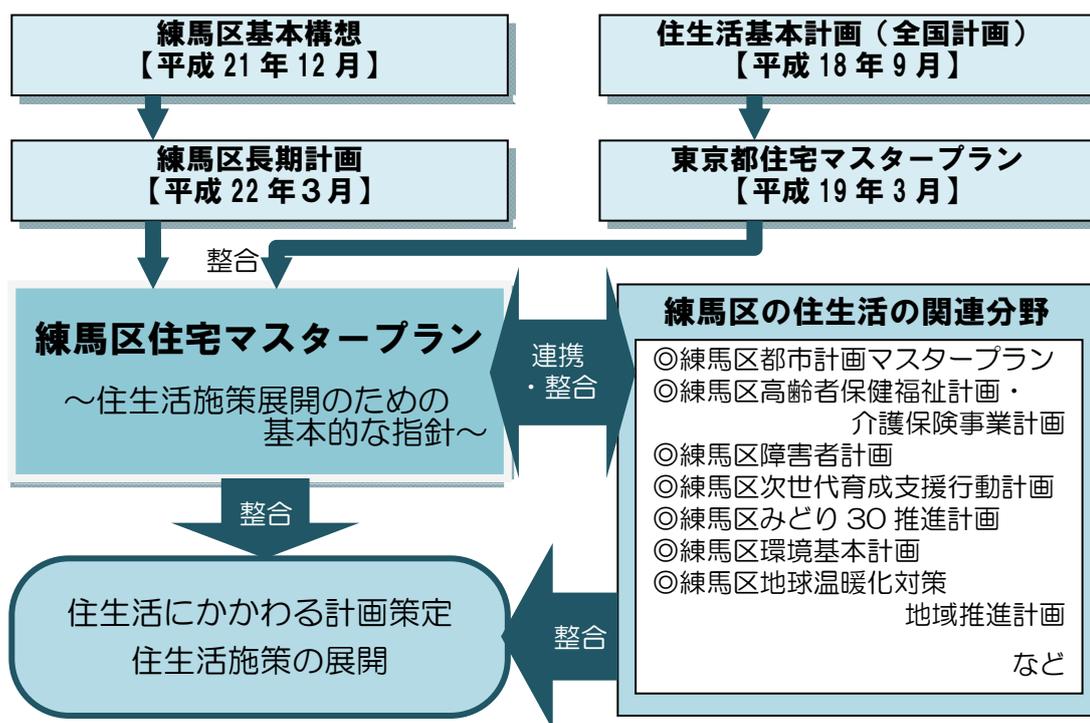
本計画は、区政運営の基本的指針である「練馬区基本構想」および「練馬区長期計画」に即して定める、主に住宅政策分野の指針となる計画です。

このため、本計画は、住宅施策分野の個別計画や施策の上位計画にあたり、各計画や施策を共通の方向へと導く役割を担っています。

あわせて、住宅のみならず、生活の質を上げていくための計画として、住まいや生活にかかわる福祉やみどり、環境、都市計画・都市整備などの関連分野との連携・調整を図る際の指針としての役割を担っています。

また、本計画は、住生活基本法に基づく「住生活基本計画（全国計画）」および都道府県計画である「東京都住宅マスタープラン」との整合を図っています。

なお、第2次練馬区住宅マスタープランでは、高齢者住宅の方針を「地域高齢者住宅計画」として掲げましたが、本計画においては、基本方針の一つに取り上げ策定しています。



## 3. 計画期間

平成23年度～平成32年度（10年間）

本計画は、練馬区基本構想と同じく、おおむね10年後の区の姿を見据えた計画とします。

ただし、原則として、5年後には、必要な見直しを行うものとし、そのほか社会経済情勢の変化をはじめ、長期計画、関連計画の改定状況などを踏まえ、必要に応じて、見直しを行うものとしします。

## 4. 計画の構成

本計画の構成は次のとおりです。

